

## 大災害時における連絡網実施要領

### (目的)

- 第1 この実施要領は、全国美術館会議に加盟する美術館（以下「会員館」という。）が災害に見舞われたとき、もしくはそれが確実に予想される状況に至ったとき、情報交換を速やかに行い、関連各館の業務を円滑に行うことを目的として定める。
- 第2 この場合、災害とは、地震、風水害、火災、人為的災害等をいう。被害とは、それが原因で生じた施設、管理資料、職員等への損害をいう。
- 第3 この場合、情報内容の対象は、会員館とその周辺地域の関連事項とする。

### (連絡網組織)

- 第4 会員館を便宜上9つの地域（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロック毎にブロック本部館を定めることとする。

#### (2) ブロックは、次のとおりとする。

- ア 北海道（北海道）
- イ 東北（青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島）
- ウ 関東（東京、埼玉、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、山梨）
- エ 東海（愛知、岐阜、三重、静岡）
- オ 北信越（福井、富山、新潟、長野、石川）
- カ 近畿（大阪、京都、奈良、兵庫、和歌山、滋賀）
- キ 中国（山口、広島、島根、鳥取、岡山）
- ク 四国（愛媛、香川、高知、徳島）
- ケ 九州（福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）

#### (3) ブロック本部館は、役員会で協議して選定し、2年毎に見直すこととする。ブロック本部館が機能を果たせなくなる事態を想定し、副ブロック本部館まで選定しておくこととする。選定には当該館の承諾を必要とし、選定したのちは会員館に周知するものとする。

- 第5 全国美術館会議事務局（以下「事務局」という。）は、目的第一を達成するため、災害が起きた時点で直ちに情報連絡のための全国美術館会議非常連絡網本部（以下「連絡本部」という。）となる。この時事務局のある館が災害を受けた館（以下「被災館」という。）となった場合は、副会長が所属する館がその任にあたることとする。

#### (2) 連絡本部は、この業務を遂行するため、近隣の会員館に援助要員の派遣要請をすることができる。

- 第6 ブロック本部館は、目的第一を達成するため、災害が起きた時点、もしくは起きることが確実に予想されるに至った時点で直ちに情報連絡のためのブロック連絡本部館となる。

#### (2) ブロック本部館は、この業務を遂行するため、近隣の会員館に援助要員の派遣要請をすることができる。

### (連絡本部の任務)

- 第7 会員館の被災状況の把握と集約に努めることとする。

第 8 被災館が公開を承認した情報について、ブロック本部館を通じて全会員館に伝達することとする。

第 9 必要に応じて、被災館の代理として、他の諸団体（公共団体、報道関係、諸外国の美術館等）に被害の状況を通知することとする。

第 10 第 8 及び第 9 の伝達手段は、文書や F A X 等、記録の残る手段を講ずることとする。

第 11 情報を提供した被災館から要請があった場合、いつ、どこに向けて、どんな情報を伝達したか、全記録を報告しなければならない。

#### （ブロック本部館の任務）

第 12 ブロック内の被災状況の把握と集約に努めることとする。

第 13 集約した情報を、連絡本部に速やかに伝達することとする。

第 14 被災館の依頼に応じて、関係者に必要な情報を伝達することとする。

第 15 連絡本部もしくは被災館から要請があった場合、被災館の代理として、他の諸団体（公共団体、報道関係、諸外国の美術館等）に被害の状況を通知することとする。

第 16 連絡本部がブロック本部館に伝達を依頼した情報は、速やかにブロック内の各会員館に伝達することとする。

第 17 第 13、第 14、第 15 及び第 16 の伝達手段は文書や F A X 等、記録の残る手段を講ずることとする。

第 18 連絡本部もしくは被災館から要請があった場合、いつ、どこに向けて、どんな情報を伝達したか、全記録を報告しなければならない。

#### （被災館の委託）

第 19 被災館の館長は、被災状況等の伝達、公開の業務を連絡本部及びブロック本部館に委託することができる。ただし、下記の分類に従って情報を区別して連絡本部に伝達することとする。

ア 公開して良いこと

イ 会員館内の伝達事項とすること

ウ 関係者のみ伝達の必要性があること

エ 連絡本部、ブロック本部館及び役員会の内部だけに留めるべきこと

#### （日常的業務）

第 20 事務局、副会長の所属する美術館、ブロック本部館及び同副本部館は、この要領に従って連絡本部となった時、その業務が日常の人員配置で対応できない場合を想定し、近隣の会員館に人的協力を要請できるか否かを事前協議しておくこととする。

第 21 ブロック本部館は、ブロック内の会員館との緊急時における連絡方法その他について、事前のアンケート等により確認しておくこととする。また、この目的で収集した情報については、他の目的のために利用されることがあってはならない。

第 22 会員館は、災害時における緊急性を理解し、この要領の内容について、日頃から館内外への周知徹底に努め、実施時においては、その会員館の事業に応じ、最大限の協力体制が組めるように努めることとする。

(雑 則)

第 23 この実施要領が施行された後に不具合が生じた場合、会長は暫定的に内容を変更することができる。ただし、その場合、翌年の総会で改めて変更を検討することとする。

(附 則)

第 24 この実施要領は、平成 10 年 6 月 2 日から施行する。